

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例（平成30年5月31日京都市条例第 2 号）（文化市民局地域自治推進室）

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例に定める次の表に掲げる特定非営利活動法人から、条例指定の継続を希望しない旨の申出があったため、京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、当該特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を個人の市民税の税額控除の対象としないこととしました。

名 称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ノンラベル	京都市南区久世川原町115番地

この条例は、平成30年5月31日から施行することとしました。

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年5月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 2 号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人ノンラベルの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)